

人づくり革命の推進について ～次世代を担う「ひと」をつくるために～

我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

特に、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う大変重要な時期であるため、教育・保育の質的向上と量的拡大が必要である。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するためには、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要がある。

また、希望するすべての人に対し、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化し、少子化の急速な進行に歯止めをかけながら、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

加えて、グローバル化の進展や急速な技術革新に伴い、国際間・地域間の競争が激化している中、将来にわたって活力ある地域を築いていくためには、自らの力で未来を切り拓く人づくりを進めることが必要である。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくり、少子化対策と困難な環境にある子どもへの支援策の抜本強化及び働き方改革の着実な推進に向けて、地方と連携して大胆かつ積極的に次の事項に取り組むよう強く要請する。

1 「人づくり革命」の推進

- ・地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、令和2年度予算において、必要な経費を地方財政計画に計上し、交付金を創設するなど、新たな財政措置も含め、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のために思い切った措置を講じること。
- ・すべての子どもが自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な

投資バランスのもと推進すること。

- ・幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国と地方の協議を踏まえ、令和元年度の地方負担分について臨時交付金を創設して対応されたところであり、令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。また、令和2年4月から実施される高等教育の無償化についても、同様に必要な財源を確保すること。
- ・自然保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした地域の特性に応じた取組について、普及啓発や人材育成を進めるとともに、自然保育を行う幼稚園類似施設（いわゆる「森のようちえん」）のうち、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保されているとして、地方公共団体が独自に認定・認証をし、あるいは助成等の支援を行った場合には、その施設を利用する子どもについても、幼児教育・保育無償化の対象とすること。併せて、「森のようちえん」についても、国が指導監督基準を示すこと。

2 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、

- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
- ・特定不妊治療に係る所得制限の緩和や不育症治療費に対する助成の検討、医療保険適用拡大など不妊治療等支援を拡充すること。
- ・産科、新生児科等過重労働を強いられる診療分野での勤務環境改善への財政支援などにより、周産期医療体制を確保すること。
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置と機能充実を促進するために必要な財源を確保すること。
- ・三世代同居住宅の新築・増改築、改修への支援や増改築、改修に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
- ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔

軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとする。

3 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

- 保育サービスの充実や子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、
- ・保育士や幼稚園教員の不足を解消するため、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上等により離職防止と潜在保育士等の再参入を図ること。
 - ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
 - ・放課後児童クラブにおける待機児童の解消及び利用料の無償化を図ること。
 - ・子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
 - ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

4 困難な環境にある子どもへの支援の充実

(1) 子どもの貧困対策の強化

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、

- ・家庭、学校に次ぐ第三の居場所となっている「子ども食堂」の取組について、財政面を含めた包括的な支援を行うこと。
- ・親の妊娠・出産期から、世帯や子どもの実態を早期に把握し、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を行うために必要な情報共有等の仕組み構築に対し、支援を実施すること。
- ・地域子供の未来応援交付金について、その規模を確保・拡大し、地域の実情に応じた運用の弾力化に向けた制度の見直しや事業の恒久化を図ること。
- ・児童扶養手当額の増額及び所得制限の引上げや、多子加算額の支給額逡減措置の撤廃などによるひとり親家庭への支援、母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付限度額を引上げ等、母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実を図ること。

(2) 児童虐待防止対策の推進

児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、重篤な児童虐待案件が後を絶たない深刻な状況にあることから、

- ・児童相談所の体制強化を図るため、専門的人材の育成や弁護士、医師及び保健師の配置に向けた支援や財政措置を講じるほか、児童虐待対応事案の支援となるAI開発等、先駆的な取組を推進すること。
- ・関係機関間の連携を強化するため、児童相談所と市町村の情報共有を効果的に行う全国共通情報連携システムの整備を図ること。

(3) 「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づく家庭養育優先原則の実現

社会的養育を充実し、子どもの最善の利益を実現していくため、里親養育支援体制の整備、里親制度や養子縁組に関する普及啓発、フォスターリング機関の取組支援、児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化などに対応するための人材確保や施設整備に必要な財源の確保を図ること。

5 地方の教育の魅力向上・充実

(1) 幼児教育

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

(2) 初等中等教育

初等中等教育において、誰もが、持っている能力を開花させ、社会的経済的環境にかかわらず、大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要がある、

- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を

図ること。

(3) 高等教育

教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材を育成するため、

- ・ 地方で充実した高等教育を受けられる環境を整備するとともに、COCプラス終了後における新たな補助事業の創設など地域産業の担い手となる人材の育成・確保に取り組む大学等への支援を拡充すること。
- ・ 教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
- ・ 地域の多様な主体と連携し、課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実や財政支援など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

6 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・ 給付型奨学金や無利子奨学金の対象世帯を拡大するなど充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・ 高校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒を対象とした、新たな修学支援に係る制度を確実に実施すること。

7 地域の将来を担う人づくりへの支援

- ・ 生まれ育った地域に愛着をもち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を身に付け、地域を支え、新しい価値を生み出す人材を育成し、地元定着や将来的なUターンの促進に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを生かした取組に対する支援や財政措置を行うこと。また、地域の多様な関係機関と学校で構成する地域コンソーシアムの構築及び活動に対する支援や財政措置を行うこと。特に、コーディネーターの配置に係る制度を創設するなど、核となる人材が育成・確保できるよう措置すること。

- ・グローバル化や情報通信技術の発展に伴い、ひと・もの・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化する中、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する精神を有し、さまざまな分野で主体的に活躍するとともに、地域の持続的発展に貢献する人づくりを推進するため、英語教育やICT教育の充実等の取組に対する財政支援の強化を行うこと。
- ・人生100年時代や「Society 5.0」の到来など、新しい時代を見据えた人づくりや地域の将来を担う人づくりを推進するため、新たな価値を創造する若者を育成する取組や、地域の歴史や文化、産業等への理解を深める取組など、地方が行う人づくりの取組に対する支援を行うこと。

8 子どもの安全確保対策の強化

- ・子どもが被害者となる事件の再発防止に向け、見守り体制の強化など防犯・安全対策に関する地方の取組に重点的な支援を行うこと。
- ・交通事故防止や防犯に配慮した通学路や未就学児が利用する園外活動ルートへの環境整備に対する支援措置の拡充やドライバーの法令遵守意識の向上を図ること。

9 働き方改革の推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・男女がともに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、イクボスの取組の推進や、男性の育児休業制度の拡充、育児休業の分割取得制度の導入などに取り組みとともに、育児休業・育児休業給付に係る手続きの改善など、抜本的な見直しを図ること。
- ・高齢社会が一層進展する中で、介護に直面する者を介護離職させないよう、介護休業の取得可能日数の拡大や取得回数制限の緩和など介護休業制度の拡充、休業期間中の社会保険料の免除などの支援策を拡充すること。
- ・非正規雇用の処遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるため

の専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。

- 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができず不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にあるなど課題に直面している就職氷河期世代については、政府において、「就職氷河期世代支援プログラム」が策定されたところであるが、国と地方が手を携え真に実効性のある施策とするため、国においても、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への支援、ひきこもりや生活困窮者への支援等に責任を持って取り組むこと。
- 人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、国において設置している働き方改革推進支援センターにおいても、取引のあり方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- 税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- 地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金の新設など財政支援を拡充すること。
- 長時間労働の是正など企業の働き方改革の取組が加速するよう、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。
- 地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。
- 働き方改革について国民理解の促進と国内の一層の気運醸成を図ること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平 井	伸 治
島根県知事	丸 山	達 也
岡山県知事	伊原木	隆 太
広島県知事	湯 崎	英 彦
山口県知事	村 岡	嗣 政